

## 第 205 号

令和8年  
交通安全年間スローガン

- 運転者(同乗者を含む)に呼びかけるもの  
**急ぐほど 狭まる視野と 増すリスク**
- 歩行者・自転車利用者に呼びかけるもの  
**親を見て 子供も止まる 赤信号**
- こどもたちに交通安全を呼びかけるもの  
**車から ぼくたちみえない 手をあげよう**



発行日 令和8年9月12日  
発行所 一般財団法人奈良県交通安全協会  
〒634-0007 橿原市葛本町159  
TEL 0744-22-0680 / 23-4400  
<http://www.nara-ankyou.or.jp>

● 機関紙「交通やまと」は、会員様はじめ広く県民の皆様への交通事故防止を目的として発行しています。  
(前号までの分はホームページに掲載。)

印刷 富光株式会社 <https://fukoh.com>



交通事故のない やすらぎの 大和路づくり

# 秋の交通安全県民運動

運動期間 令和8年9月21日(月)～9月30日(水)

## 運動の重点

- ① 歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進
- ② 夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶
- ③ 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底



## 県内統一デー

- 9月24日(木) 歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進デー  
夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶デー
- 9月25日(金) 夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶デー
- 9月28日(月) 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底デー
- 9月30日(水) 交通事故死ゼロを目指す日(全国一斉)



卑弥呼の里・交通安全宣言にお集まりの皆さん(桜井支部協会)

## 生活道路※における自動車の法定速度が引き下げられます!!

令和8年9月1日  
改正道路交通法施行令施行

特に道幅が狭い道路の最高速度が引き下げとなりますので、より一層安全運転を心掛けましょう!

※ここでいう「生活道路」とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線などがない道路のことです。

60 km/h → 30 km/h

なお、速度規制標識がある場合は、標識どおりの速度となります。



↑  
内容の詳細については、警察庁WEBサイトをご覧ください。

い つ も 心 に 交 通 安 全